

機密情報窃取事件からみた「営業秘密法」実務(後編)

アメリカの半導体メモリ大手メーカーが 2017 年に、人材の引き抜きを通じて営業秘密を窃取した上で中国の事業者の開発や製造に協力したとして、台湾のウェハファウンドリー大手メーカーを提訴した件について、台湾のファウンドリーメーカーが和解金の支払いを承諾するほか、ビジネス提携のチャンスを共同で創出していくことを前提とし、双方は、全面的な和解に至ったことを発表した。これをうけ、台湾の知的財産及び商業裁判所もこのほど、二審へ上訴されていた刑事裁判について判決を言い渡した¹。その中で、従業員については、無罪や執行猶予付きの 6 ヶ月から 1 年までの懲役にそれぞれ減刑され、雇用主としてのファウンドリーメーカーについては、第一審の判決で処された新台幣ドル 1 億の罰金から、執行猶予 2 年付きの新台幣ドル 2000 万の罰金へと変更されることになった。本文においては、この事件から出発し、本件に関わる「営業秘密法」の条文を簡略にまとめる。

三、実務上よくみられる争点

(一)「営業秘密」の三つの要件について

本法第 2 条に基づく、いわゆる「営業秘密」とは、方法、技術、製造工程、製法、プログラム、設計、又は生産、販売若しくは経営に用いることができるその他の情報であり、次に掲げる要件に符合するものを指す。それは、かかる種類の情報に携わる者に一般的に知られていないもの（言わば「秘密性」）、及びその秘密性により実質的又は潜在的な経済価値を有する「経済価値性」、並びに情報の所有者がすでに「合理的な秘密保持措置」を講じていることを含む。法人の内部では「機密情報」とされる資料が大量にあるかもしれないが、本法に適用する「営業秘密」に該当するかどうかは、尚も本法第 2 条の三つの要件から判断する必要があるため、往々にして訴訟における双方の論証の焦点となっている。本件においても、同様である。

¹ 台湾の刑事訴訟法第 238 条第 1 項「親告罪について、告訴人は、第一審の弁論終結前に、その告訴を撤回することができる。」の規定に基づき、案件がすでに第二審に上訴されたからには、たとえ双方が和解に至ったとしても、裁判所は依然として判決を作成しなければならないとされている。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

1. 「秘密性」

いわゆる「秘密性」とは、業界の基準を採り、一般民衆に加え、関連する専門分野の者さえ知り得ない場合にのみ該当すること指す。本件において、第一審の裁判所は、事業者が秘密保持契約を以て秘密保持義務を課した場合、例えば、事業者が被雇用者と秘密保持の約定を締結したとき、その契約内容が明確さ及び合理性を備えていたならば、当該秘密保持契約は、従業員が取得又は所持した情報に秘密性を有することの証明又は釈明とすることができると判示した。また、仮に従業員が否認するのであれば、反証を挙げなければならないとも示した。

2. 「経済価値性」

実質的又は潜在的な経済価値を含み、研究開発中で量産に至っていない技術又は関連情報も、本法の保護を受けている。本件において、第一審の裁判所は、営業秘密を所持する事業者が所持していない者より競争の優位性を有するとき、他人の営業秘密を取得することで学習時間の短縮やミス減少又は生産効率の向上が図れるため、たとえ失敗した試験の情報であっても、経済的な価値があると判断している。

3. 「合理的な秘密保持措置」

「合理的な秘密保持措置」とは、営業秘密の所有者がすでに、他人が当該機密情報を容易に取得、使用し又は漏えいすることができないよう、合理的な努力を尽くしたことを指す。また、当該秘密保持措置は、必ず「有効」でなければ秘密性を維持することができないが、「滴水不漏（緻密で隙がない）」ほどに達する必要はない。本件において、アメリカの半導体メモリ大手メーカーの社内には、明確な秘密保持契約が定めてあり、関連する就業規則及び教育訓練が設けられていたほか、情報のアクセスと送信についての分類・レベル分けの管制などの措置も講じられていたことから、裁判所は、すでに合理的な秘密保持措置を備えていたと認定した。

(二) 本法第 13-4 条ただし書について

本件に関して注目に値するのは、ファウンドリー大手メーカーが雇用主として本法第 13-4 条に基づき罰金に処されたが、本法第 13-4 条ただし書「ただし、法人の代表者又は自然人がすでに犯罪の発生を防止するのに尽力した場合は、この限りではない。」の規定に従うと、仮に法人がその監督・管理措置に尽力したならば、その刑事責任を免れることができるはずということである。いわゆる「すでに防止するのに尽

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

力した場合」について、本件において、第一審の裁判所は、宣言的な規範を制定したり、契約書や誓約書を締結したりするような形式的措置のみを講じることは不十分であり、初期の職務配置のときに、関連する職務内容を避けるほか、犯罪の兆候があるときに必要となる是正の行動を取らなければならないと示した。

四、終わりに

本件の訴訟手続きにおいては、証拠能力を巡る争論がまだ多数あり、また、一部の行為が「親告罪」に属し、告訴権者が告訴を提起しなかったゆえ公訴棄却になった状況もあるが、これは本文の主題ではないので、詳細な説明は省略する。注意に値する点として、本件及びその関わっている「営業秘密法」から見ると、「営業秘密」は専利（特許・意匠・実用新案）や著作などの他の知的財産のように、具体的な表徴を有するわけではないが、市場における競争の激化に伴い、その重要性が徐々に増してきていることが挙げられる。それゆえ、事業者は「営業秘密」の監督及び管理について、営業秘密の所有者であろうがその競争者であろうが、均しく関連制度を慎重に制定しなければならない。例えば、営業秘密の所有者は、社内の機密情報が本法を適用する余地がないことを防ぐために、社内でも有効かつ「合理的な秘密保持措置」の構築を確保しなければならない。一方、競争者は、事業者の代表者と被雇用者が刑事責任を負うことに加え、事業者を高額の罰金を負担しなければならないという窮地に立たせないよう、「営業秘密」への法遵守意識を引き上げ、防止措置を講じなければならない。

なお、補足として、（中国の事業者との開発製造工程の提携の中で、営業秘密への侵害に関わった行為に対し適用できると思われる）本法第 13-2 条第 1 項「外国、中国大陸地区、香港又はマカオでの使用を意図して、前条（第 13-1 条）第 1 項各号の罪を犯した者」の罪について、本件では証拠不足のため、事件の渦中にある者は無罪となった。しかし、関連法規の議論は実際に、中国大陸からの重要な技術や人材の窃取又は引き抜きを防ぐために、台湾が最近力を入れていることから、焦点となっている。具体的には、台湾の行政院で、今年（2022 年）2 月 17 日、「国家安全法」及び「台湾地区と中国大陸地区人民関係条例」の改正草案を可決した。その内容には、誰でも中国大陸など域外の敵対勢力のために、国家の中核たるキーテクノロジーや営業秘密を侵害することができず、違反した者は最も厳しい処罰として懲役 12 年に処し、かつ新台幣ドル 1 億以下の罰金を併科することができると明記する見込みである。これは、本法第 13-2 条第 1 項と比べると、刑が更に加重されることになるため、上述二つの改正草案の具体的な内容と今後の動向は、注目に値するであろうと考えられる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。